（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）

二十四	いねのヒメトビウンカ
二十五	いねのフタオビコヤガ
二十六	さとうきびのメイチュウ類
二十七	ヨトウガ

2　法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害植物は、次のとおりとする。

一	むぎの赤かび病菌
二	いねの稲こうじ病菌
三	いねのいもち病菌
四	いちごのうどんこ病菌
五	きゅうりのうどんこ病菌
六	なすのうどんこ病菌
七	ピーマンのうどんこ病菌
八	むぎのうどんこ病菌
九	トマト及びばれいしよの疫病菌
十	ぶどうの晩腐病菌
十一	かんきつのかいよう病菌
十二	キウイフルーツのかいよう病菌
十三	きゅうりの褐斑病菌
十四	てん菜の褐斑病菌
十五	キャベツ及びレタスの菌核病菌
十六	キャベツの黒腐病菌
十七	なしの黒星病菌
十八	りんごの黒星病菌
十九	かんきつの黒点病菌
二十	なしの黒斑病菌
二十一	ねぎの黒斑病菌
二十二	ねぎのさび病菌
二十三	いねの縞葉枯病ウイルス
二十四	たまねぎの白色疫病菌
二十五	きくの白さび病菌
二十六	てん菜の西部萎黄病ウイルス
二十七	ものせん孔細菌病菌
二十八	かんきつのそうか病菌
二十九	いちごの炭疽病菌
三十	かきの炭疽病菌
三十一	茶の炭疽病菌
三十二	いちご、きゅうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌
三十三	おうとうの灰星病菌
三十四	いねのばか苗病菌
三十五	トマトの葉かび病菌